

大竹市・廿日市市中学校体育連盟役員表彰規定

第1条 この内規は、大竹市・廿日市市中学校体育連盟の活動ならびに振興に寄与された役員にその功績をたたえ、謝意を表することを目的とする。

第2条 この内規は、中学校体育連盟役員を辞任の際に適用し、適切な時期を選んで贈呈する。

第3条 表彰の規定を次の如くする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・会長 | 感謝状，記念品を贈る。 |
| ・副会長 | 感謝状，記念品を贈る。 |
| ・理事長 | 感謝状，記念品を贈る。 |
| ・競技専門委員長 | 感謝状，記念品を贈る。 |
| ・その他中学校体育連盟に功績のあった人 | |
| 但し，連続3年以上とする。 | |

第4条 受賞者の推薦は、大竹市・廿日市市中学校体育連盟理事会において行う。

[附 則]

昭和60年度より適用する。

昭和63年5月 2日 一部改正

平成 3年5月 1日 一部改正

平成12年6月16日 一部改正

平成17年11月3日 一部改正